

工 作 機 械 等 利 用 心 得

流体科学研究所技術室長

制定 平成元年 10 月 6 日

改訂 平成 22 年 6 月 23 日

この心得は本研究所附属工場に設置した、工作機械等を利用するにあたり必要とな事項をまとめたである。

工作機械等を利用する場合には、必ず次の事項を厳守してください。

1. 工作機械等を利用出来る者〔以下利用者と略記する〕は、原則として工場職員の指導をうけ安全が確認されたものに限る。
2. 利用者は「工場機械利用申込票」に所要事項を記入し、工場に提出して許可を受けてから使用すること。
3. 工作機械等を利用するにあたっては、利用者のスキルを考慮の上判断する。
4. 利用期間は原則として 3 日以内とする。但し、長期間利用可能な場合もあるので、それを希望する者は事前に工場職員に申し出許可を得ること。
5. 利用者は利用期間内に工作機械をやむ得ない事情（授業等）で利用できない場合は工場職員に連絡すること。利用申し込みを取り消す場合は、なるべく早く連絡すること。
6. 機械の使用法、工具、治具および工作方法等については、工場職員に申し出て、指示を受けること。
7. 機械の使用に当たっては服装、その他の安全に十分留意すること（安全マニュアルを参照することが望ましい）。
8. 機械の故障や工具などを破損した場合は、直ちに身近にいる工場職員に申し出て、その指示を仰ぐこと。
9. 事故が発生した場合は、直ちに身近にいる工場職員に連絡し、その指示を受けること。
10. 使用後は、機械及びその周囲を必ず掃除すること。
11. 利用完了の際は、工場職員にその旨申し出ること。
12. その他、不明の点は工場職員まで申し出ること。
13. 利用時間は原則、平日の 9：00 から 17：00 までとする。
14. 利用料金は発生しない。